

横浜市中小企業融資制度

「伴走型経営支援特別資金」の保証料助成を拡充

～国の補助終了後も横浜市独自の保証料助成を実施します～

横浜市では、原材料価格の高騰等により資金繰りに影響を受けている市内中小・小規模事業者の資金繰りを引き続き支援するため、7月1日から「伴走型経営支援特別資金」の融資対象者の要件を変更して、横浜市独自の保証料助成を実施します。さらに、脱炭素化への事業者の行動変容を促すため、「伴走型経営支援特別資金」に「脱炭素割」の適用を開始します。

なお、6月末に国の資金繰り支援策が変更されることに伴い、「伴走型経営支援特別資金」への国の保証料への補助は終了します。

1 「伴走型経営支援特別資金」の内容

項目	【7月1日～9月30日】 伴走型経営支援特別資金	【既存】 伴走型経営支援特別資金
融資対象者	・売上高・粗利率・売上高営業利益率が減少している方	・以下1～4いずれかに該当する方 1 セーフティネット保証4号（借換のみ） 2 セーフティネット保証5号 3 売上高・粗利率・売上高営業利益率の減少 4 激甚災害（能登半島）
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資限度額	1億円	
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	
利率	1年以内：年0.9%以内、3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内、10年以内：年1.6%以内	
信用保証料率※	0.0%～1.325% 【脱炭素割あり】 ・融資額2,000万円を上限に、 横浜市0.975%助成 融資額2,000万円を超える部分は、 横浜市0.575%助成 【脱炭素割なし】 ・横浜市0.575%助成	0.1%～0.575% (国補助0.25%～0.75%後、 横浜市0.10%～0.575%助成)

※信用保証料率は横浜市が信用保証料を助成した後の借入事業者の負担料率です。

裏面あり

2 取扱期間

令和6年7月1日（月）～令和6年9月30日（月）（横浜市信用保証協会 受付分）

3 経営行動計画書

「伴走型経営支援特別資金」の申込みに際して、「経営行動計画書【改正版】」の策定・提出が必要です。取扱金融機関には、同計画の策定支援を行っていただきます。

4 脱炭素割

「現状の温室効果ガス排出量の見える化」又は「再生可能エネルギー電力プラン利用への切替」を要件として、信用保証料助成を0.4%上積みするものです。

現在、「振興資金」「小規模企業特別資金」を対象に実施していますが、7月1日から「伴走型経営支援特別資金」を対象に追加します。

5 相談・申込先：取扱金融機関 26行庫

かながわ信用金庫/川崎信用金庫/さわやか信用金庫/芝信用金庫/湘南信用金庫/
城南信用金庫/世田谷信用金庫/横浜信用金庫/商工組合中央金庫
阿波銀行/神奈川銀行/きらぼし銀行/群馬銀行/静岡銀行/静岡中央銀行/スルガ銀行/
大光銀行/第四北越銀行/東日本銀行/北陸銀行/みずほ銀行/三井住友銀行/
三菱UFJ銀行/山梨中央銀行/横浜銀行/りそな銀行（順不同）

6 セーフティネット保証認定について

(1) セーフティネット保証4号の受付

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間は、令和6年6月30日までとなっています。これに伴い、横浜市のセーフティネット保証4号の申請受付は、窓口申請・インターネット申請ともに、6月28日16時で終了します。

(2) セーフティネット保証5号の運用変更

令和6年7月1日から新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証5号の運用が変更となります。

変更後	現行
最近3か月の実績売上高と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期を比較	最近1か月とその後2か月間の見込を含む3か月間の売上高と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期を比較

※運用変更によるメンテナンスに伴い、セーフティネット保証5号のインターネット申請は、6月28日（金）16時から7月4日（木）10時まで休止するため、窓口申請（事前予約制）のみ受け付けします。

お問合せ先

（本資金の内容や認定に関すること）経済局金融課長 近藤 陽介 Tel 045-671-2586

（信用保証制度に関すること）横浜市信用保証協会企画情報課長 杉山 文彦 Tel 045-662-6622

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。